

技術開発支援事業助成要綱

令和8年4月

一般社団法人 中国建設弘済会

技術開発支援事業助成要綱

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本要綱は、一般社団法人中国建設弘済会（以下、「弘済会」という）が実施する技術開発支援事業について必要な事項を定め、もって当該事業が公平かつ適正、円滑な運用が図れることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 中国地方の地域資源や地域特性を活かした建設技術の研究または開発（以下「研究または開発」という）を支援する技術開発支援事業の助成に関する手続き等に適用する。

第2章 助成課題の募集・応募

(対 象)

第3条 中国地方に所在する学校及び本社の機能を有す企業、その他団体並びに個人が行う、研究または開発とする。

(募 集)

第4条 募集は、募集テーマ、応募方法、応募期間、助成対象者の選定及び審査結果の通知、その他必要事項を定めた技術開発支援事業募集要領（以下、「募集要領」という）を年度毎に策定し、この募集要領に基づき、毎年1回行うものとし、できるだけ多くの者が応募できるよう弘済会ホームページ、募集用リーフレット、記者発表等による広報に努めるものとする。

(応 募)

第5条 募集テーマに沿った研究または開発に関し助成を受けようとする者（以下、「応募者」という）は、募集要領に基づき、助成申請書に研究または開発に関する計画書（以下、「計画書」という）を添付のうえ、弘済会に提出するものとする。

2 助成申請書及び計画書の作成、提出に必要な経費は、応募者が負担する。

3 応募者より提出された助成申請書及び計画書は、他の目的に使用してはならないものとする。

第3章 助成対象者の選定

(委員会の設置及び助成対象者の選定)

第6条 応募者より申請のあった計画書の審査、助成金を受ける者（以下「助成対象者」という）の選定、助成対象者毎の助成額の決定は、原則年一回開催する技術開発助成課題選定委員会（以下「委員会」という）において行うものとする。

2 委員会の委員長及び委員は、弘済会の理事長が選任する。

3 計画書の審査にあたっては、

- ・ 中国地方への貢献度

[中国地方の課題への対応、中小企業やスタートアップ企業による建設産業等における活力創出、新たな分野の開拓などにつながる可能性の有無など]

- ・ 現場適応の可能性

- ・ 独自性及び新規性

- ・ 費用の妥当性

- ・ 実現の可能性

から行うものとする。

また、必要に応じ応募者に対して、計画書記載事項等について補足説明を求めるものとする。

(助成額)

第7条 助成1件あたりの金額は、研究または開発期間が1ヶ年の場合は150万円までとし、2ヶ年の場合は200万円までとする。

(審査結果の通知)

第8条 審査結果の通知は、応募者全員に対して選定の採否結果を、様式-1-1または様式-1-2の「審査結果通知書」により通知するものとする。

2 様式-1-2の不採択の通知に当たっては、委員会における審査を踏まえ、不採択とした理由を付して通知するものとする。

(助成受諾書の提出)

第9条 様式-1-1の「審査結果通知書」により通知を受けた助成対象者は、様式-2の「助成受諾書」を弘済会に提出するものとする。

(助成金交付の決定通知書)

第10条 弘済会は、「助成受諾書」を提出した助成対象者に対し、様式-3の「助成金交付決定通知書」を交付するものとする。

(助成金の支払い)

第11条 弘済会は、助成対象者に対し、「助成金交付決定通知書」に記載した助成金を当該年度内に全額支払うものとする。

なお、研究または開発期間が2ヶ年の場合であっても一括で全額を支払うものとする。

第4章 研究または開発の実施

(届出義務)

第12条 助成対象者は、次のいずれかの事象等が発生したときは、遅滞なく弘済会に届け出て、その処理に対しての指示を受けるものとする。

- ① 助成の対象となった研究または開発が、予定期間内に完了しないことが明らかになったとき。
- ② 研究または開発の遂行に重大な影響を及ぼすと認められる事象が発生したとき。
- ③ 助成の対象となった研究または開発について、目標とした成果を収めることが困難であると認められたとき。

(状況報告)

第13条 弘済会は、助成対象者に対して、様式-4の「技術開発支援事業状況報告書」の提出を求めることができるものとする。

(成果報告)

第14条 助成対象者は、助成の対象となった研究または開発が完了後、様式-5の「技術開発支援事業成果報告書」を作成し、弘済会に提出するものとする。

(開発技術の普及推進)

第15条 弘済会および助成対象者は協力し、研究または開発した技術の普及推進のため、次の取り組みを実施するものとする。

- ① 弘済会は、助成対象者より提出される成果報告書を印刷・製本し、関係する国や県、大学などの各種公的機関等へ配布するものとする。
- ② 弘済会は、研究または開発した技術が中国地方建設技術開発交流会で発表されるよう調整し、助成対象者は、弘済会から発表要請等があった場合は協力するものとする。

(成果の帰属)

第16条 研究または開発した技術の成果は助成対象者に帰属するものとするが、第15条の開発技術の普及推進に係わる要請等があった場合は、助成対象者は承諾のうえ協力するものとする。

(助成金の返還)

第17条 弘済会は助成決定後、第12条の届出またはその他の事情により、助成対象者が助成の対象となった研究または開発を行うことが困難となり、目標とした成果が収められないと判断した場合は、助成対象者に対し、「助成辞退届」(任意)を提出させ、助成金の一部または全額の返金を求めるものとする。

ただし、協議の結果、やむを得ないと弘済会が判断した場合は、この限りではないものとする。

(事故等の責任)

第18条 弘済会は、助成の対象となった研究または開発中の事故等に関して、一切の責任を負わないものとする。

第5章 雑 則

(事務局)

第19条 技術開発支援事業に関する事務局は、弘済会企画本部に置く。

付 則 この要綱は、平成9年4月8日から発効する。

- | | |
|----------|-------------|
| 第1回一部改正 | 平成10年3月10日 |
| 第2回一部改正 | 平成11年6月14日 |
| 第3回一部改正 | 平成12年4月1日 |
| 第4回一部改正 | 平成12年12月1日 |
| 第5回一部改正 | 平成16年11月29日 |
| 第6回一部改正 | 平成18年1月13日 |
| 第7回一部改正 | 平成20年1月7日 |
| 第8回一部改正 | 平成21年1月8日 |
| 第9回一部改正 | 平成22年1月15日 |
| 第10回一部改正 | 平成23年10月20日 |
| 第11回一部改正 | 平成25年1月7日 |
| 第12回一部改正 | 平成28年2月22日 |
| 第13回一部改正 | 令和7年4月1日 |
| 第14回一部改正 | 令和8年4月1日 |

審査結果通知書

殿

この度は、令和 年度技術開発支援事業にご応募いただき、誠にありがとうございました。

ご応募いただきました計画書について、一般社団法人中国建設弘済会「技術開発支援事業助成要綱」に基づき、慎重に選考を重ねました結果、下記課題に対し、金 〇,〇〇〇,〇〇〇円の助成を行うこととしましたので通知します。

記

助成課題名：

令和 年 月 日

一般社団法人 中国建設弘済会
理事長 〇〇 〇〇
(印 略)

審査結果通知書

殿

拝啓

このたびは、令和 年度技術開発支援事業にご応募いただき、誠にありがとうございました。

ご応募いただきました計画書について、一般社団法人中国建設弘済会「技術開発支援事業助成要綱」に基づき、慎重に選考を重ねました結果、まことに残念ながら「不採用」となりましたことを通知させていただきます。

ご期待に添えない結果となりましたが、何卒ご理解の程お願いいたします。

なお、ご提出いただいた申請書類データにつきましては、当会制定の「CSR(社会的責任)行動指針」に基づき、削除いたします。

末筆ではございますが、貴殿のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

敬具

申請課題名：

不採択の理由：

令和 年 月 日

一般社団法人 中国建設弘済会
理事長 ○○ ○○
(印 略)

助成受諾書

令和 年 月 日

一般社団法人 中国建設弘済会
理事長 ○○ ○○ 殿

助成対象者
住 所
氏 名

助成課題名：

上記の課題につきまして「技術開発支援事業助成要綱」に従って、誠実に実施いたします。

助成金振込先

金融機関名	
預金種別	普通 当座 その他 ()
口座番号	
(ふりがな) 口座名義	

助成金交付決定通知書

殿

助成課題名：

「技術開発支援事業助成要綱」に基づき、金〇,〇〇〇,〇〇〇円を助成します。

令和 年 月 日

一般社団法人 中国建設弘済会
理事長 〇〇 〇〇

技術開発支援事業状況報告書

令和 年 月 日

一般社団法人 中国建設弘済会
理事長 ○○ ○○ 殿

助成対象者

住 所

氏 名

電 話 番 号

E - m a i l

助成課題名：

上記の課題について、「技術開発支援事業助成要綱」第13条に基づき、令和 年 月 日現在の実施状況等について、下記書類を添えて報告いたします。

記

1. 報 告 書

(様式自由：進度の状況、課題等をA-4版2～3枚程度にまとめてください。)

2. 助成金の使用状況等に関する報告書

(様式自由：A-4版1枚にまとめてください。)

技術開発支援事業成果報告書

令和 年 月 日

一般社団法人 中国建設弘済会

理事長 ○○ ○○ 殿

助成対象者

住 所

氏 名

電 話 番 号

E - m a i l

助成課題名：

上記の課題について、令和 年 月 日に完了いたしましたので「技術開発支援事業助成要綱」第14条に基づき、下記書類を添えて報告いたします。

記

1. 報 告 書 完成成果品：電子データ
(作成は、別紙－1を参照)

2. 助成金に関する執行報告書

(様式は、別紙－2を参照：A－4版1枚にまとめてください。)

成果報告書作成について

「成果報告書」は、「技術開発支援事業要綱」第 14 条に基づき提出していただくものです。

成果報告書は、各助成対象者から提出された報告書を一冊の「技術開発支援事業成果報告書」として印刷・製本し、技術開発推進会議（委員長：中国地方整備局長）の関係機関、研究機関、国土交通本省及び各地方整備局の関係部署、建設業協会等の各種関係団体、学校等に送付する予定です。

なお、要綱15条②により「中国地方建設技術開発交流会」で発表することとなった方には、別途「発表テキスト等作成要領」に基づいた発表用資料の作成をお願いすることとなりますので、ご協力をお願いします。

また、印刷段階でレイアウト等を多少変えさせていただくことがありますので、ご了承願います。ただし、変更したい場合はご連絡いたします。

1. 報告書について

- 1) 報告書の文量については、原則制限なし。
- 2) A－4 版 縦置き 横書き。
- 3) 1 文字の大きさは 10.0 ポイント。
- 4) 1 ページ 1 段組み、1 段 4 5 行、1 行 4 5 文字。

なお、多少の増減はかまいません。

- 5) 目次、項目立ての設定は下記の標準とします。

課題名 ○○○○○○○○○○○

所属名 ○○○○○○○○

発表者 ○○ ○○

1. △△△△△△△△△

2. □□□□□□□□□

2－1 □△□△□△□△

2－2 ○□○□○□○□

2－3 ××××××××

3. ×○×○×○×○×○

3－1 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇

4. ◇○◇○◇○◇○◇○

----- 以下同じ -----

なお、2－1 をさらに区切って 2－1－1、2－1－2 … が生じても構いません。

6) 地図、図面、図表、写真等は下記を標準とします。

地図、図面等は、図－1、図－2、…、（図の下方に）

表等は、表－1、表－2、…、（表の上方に）

写真は、写真－1、写真－2、…、（写真の下方に）

※図－○、表－○、写真－○については、ゴシック表示とします。

7) 地図、図面、図表、写真等はモノクロまたはカラー

2. 提出媒体

- ・ 報告書は Word での作成、提出をお願いします。

助成金に関する執行報告書

(単位：円)

費用科目	金額		摘 用
	申請時の 助成希望額分	左記の実績 (助成額執行の内訳)	
器具備品費			
.....			
.....			
人件費			
.....			
.....			
資料費			
.....			
.....			
旅費交通費			
.....			
謝金			
.....			
.....			
消耗品費			
.....			
.....			
その他			
.			
.			
.			
合 計	1,000,000	750,000	

※ 「申請時のうち助成希望分」が、仮に100万円で執行額が75万円の場合の合計。